

## ヒルフェ通信(8月号) ❀そっと寄り添いやさしくサポート❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆理事長就任のご挨拶

平素より、行政書士会会員の皆様、ならびに家庭裁判所はじめ成年後見推進関係機関各団体の皆様方におかれましては、当法人の事業運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和元年6月24日、新たに、公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ理事長に就任しました山崎節子と申します。成年後見制度の普及・発展に尽力してまいりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



当法人は、東京都行政書士会が社会貢献活動の一環として設立致しました。

認知症の高齢者や精神障がい者及び知的障がい者の財産管理と身上保護を行う成年後見制度において、良質な後見人等を輩出することにより、高齢者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的としております。また、成年後見制度の普及・啓発活動を通じて、裁判所や関係機関、諸団体との良好な連携体制を構築しながら、行政書士全体の信頼と評価を得ることを期待し、幅広く活動を展開しているところです。

増大する後見関係が、真に国民のニーズに応える形で運用されるよう、各関係機関はさまざまな工夫改善がされているようですが、社会環境は、近年益々高齢化・複雑化が進み、その適応は各人の能力に大きく依存されていることを考えますと、後見受任専門職団体としては、高齢者、障がい者等の権利を擁護するために、各専門職団体や福祉関係機関との協働によって、より一層質の高い、適正な後見等を行うことが責務であると考えます。

平成28年5月13日に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画においては、「利用者がメリットを実感できる制度・運用とすること(利用者に寄り添った運用)」となっておりますが、それを実現するためには、我々専門職が各々の専門的知見を活かしつつ、本人に対して、意思決定支援や身上監護等の福祉的な視点に十分配慮し、財産管理や身上保護に係る契約の締結・変更等の職務を遂行するとともに、その職務を遂行するにあたっては、地域連携ネットワーク等を通じて、ますます、福祉関係機関等との連携・協働が求められることになるでしょう。

私たちは、成年後見制度の専門職団体として、高度な専門的能力と高い倫理観を持ち合わせた成年後見人の集団として成年後見制度の適切な運用のために全力を挙げて取り組む所存です。そして、都民の皆様から愛され、期待される団体となれるように努力を重ねてまいります。

今後とも、ご指導、ご支援の程よろしく願い申し上げます。

### ◆東京家庭裁判所より後見センターレポートvol.20ができました

●後見制度支援預貯金の取扱金融機関が増えています。

平成30年6月から、後見制度支援信託と同様の本人財産の保護を簡易・確実に行うための仕組みである後見制度支援預金の運用が開始されています。取扱金融機関については徐々に増えつつあり、平成31年4月に全国の農業協同組合(JA)において同様の仕組みの「後見制度支援貯金」の取扱いが始まったほか、令和元年5月以降も、全国に支店を有するメガバンクや、地方銀行を含めた一部の銀行において、後見制度支援預金の取扱いが始まっています。



これらの後見制度支援預貯金(支援預金と支援貯金の総称)の取扱金融機関につきましては、次のURLにも一部掲載してありますので、ご参照ください。

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/gaiyou/index.html#31>

また、後見制度支援預貯金に係る取引(出金等)をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する定型書式での指示書(報告書と一体になったもの)が必要となります。詳細は後見サイトをご確認ください。